

# 鉄道車両産業取引適正化ガイドライン

令和5年12月 策定

国土交通省鉄道局  
技術企画課

# 目次

## はじめに

1. ガイドラインの対象となる産業の範囲	4
1-1 範囲	4
1-2 鉄道車両産業の構造と取引関係	4
2. ガイドラインの対象となる取引	4
2-1 下請法の適用範囲及び構成	6
2-2 適用逃れの防止（トンネル会社規制：下請法第2条第9項）	7
2-3 下請法で定める製造委託等取引（取引態様の要件）（下請法第2条第5項）	9
2-3-1 製造委託（下請法第2条第1項）	9
2-3-2 修理委託（下請法第2条第2項）	10
2-3-3 情報成果物作成委託（下請法第2条第3項）	11
2-3-4 役務提供委託（下請法第2条第4項）	13
3. 親事業者の行うべき4つの義務	14
3-1 支払期日を定める義務（下請法第2条の2）	14
3-2 書面の交付義務（下請法第3条）	14
3-3 遅延利息の支払義務（下請法第4条の2）	16
3-4 書類の作成・保存義務（下請法第5条）	17
4. 親事業者の禁止行為	18
4-1 受領拒否の禁止（下請法第4条第1項第1号）	18
4-2 下請代金の支払遅延の禁止（下請法第4条第1項第2号）	20
4-3 下請代金の減額の禁止（下請法第4条第1項第3号）	23
4-4 返品禁止（下請法第4条第1号第4号）	25
4-5 買ったたきの禁止（下請法第4条第1項第5号）	27
4-6 購入・利用強制の禁止（下請法第4条第1項第6号）	28
4-7 報復措置の禁止（下請法第4条第1項第7号）	29
4-8 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（下請法第4条第2項第1号）	30
4-9 割引困難な手形の交付の禁止（下請法第4条第2項第2号）	31
4-10 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（下請法第4条第2項第3号）	32
4-11 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（下請法第4条第2項第4号）	33
5. 立入検査・改善勧告・罰則等	35
5-1 措置請求（下請法第6条）	36
5-2 改善勧告（下請法第7条）	37
5-3 報告・立入検査（下請法第9条）	37
5-4 罰則（下請法第10条から第12条）	37

6.	下請法が適用されない取引に対する独占禁止法の適用について	38
6-1	独占禁止法の優越的地位の濫用	38
6-2	優越的地位	38
6-3	濫用行為	38
6-4	優越的地位の濫用行為に対する措置	40
7.	下請法が適用される取引の独占禁止法の適用について	41
8.	その他下請取引において留意すべき事項について	41
9.	鉄道事業者と鉄道車両製造事業者等との取引	42
10.	望ましい取引慣行	42
10-1	各業種の取引ガイドライン及び改善事例（ベストプラクティス）	42
11.	ガイドラインの周知等	42
12.	参考資料	43
12-1	下請法についての問い合わせ窓口	43
12-2	「下請かけこみ寺」	46
12-3	参照条文	50

はじめに

下請中小企業は、我が国産業の広範な分野における社会的分業の担い手として、様々な製品やサービスの重要な部分を提供するなど、我が国経済の発展と国際競争力の向上に極めて重要な役割を果たしています。しかし、下請中小企業を取り巻く環境は近年大きく変化し、多くの局面では厳しさを増しています。変化の中にあつて、下請中小企業が持続的な発展を遂げるためには、下請中小企業自らが、まず、自らを取り巻く環境変化や、直面する経営課題を的確に把握し、体質改善、経営基盤の強化を進めるとともに、生産性を高め、技術力・サービス力の向上に努めることが不可欠であり、このための一層の自助努力が重要です。

しかしながら、下請中小企業の事業活動は親事業者の発注のあり方に左右されやすい面があることから、下請事業者の体質改善、経営基盤の強化には、発注方式の面で親事業者の協力が不可欠です。こうした連携や協力について、親事業者としては、下請事業者の有する技術力やサービス力が自らの技術力やサービス力に直結するものであること、すなわち、下請事業者の競争力は親事業者自らの競争力の問題であることを認識しつつ、積極的に対応することが求められます。また、下請事業者との円滑な関係が親事業者の長期的な競争力に影響するものであることを認識の上、下請事業者との連携を長期的な観点から把握し、信頼関係を永続的に維持していく努力を払うことが望まれます。今後とも我が国経済が健全な発展を遂げ、同時に豊かな国民生活を実現していくためには、我が国経済に広範に広がる下請分業システムにおける不公正、不透明な取引を排除するとともに、親企業と下請中小企業とが、相互の理解と信頼の下に協力関係を築き、共存共栄を図っていくことが必要です。

このため、鉄道車両業界においても、いわゆる「下請2法」すなわち下請中小企業振興法、下請代金支払遅延等防止法及び関連諸規定の厳正な遵守が求められます。下請中小企業振興法は、下請事業者の自立を支援するための環境整備を行うことを目的とし、国は、親事業者と下請事業者が望ましい取引を行うための指針として「振興基準」を定めています。鉄道車両業界において、この「振興基準」を十分尊重することが求められます。また、下請代金支払遅延等防止法は、親事業者と下請事業者の適正な取引の実現と下請事業者の利益を保護することを目的としています。親事業者と下請事業者の適正な取引を推進するため、国土交通省では、令和5年度に「鉄道車両産業取引適正化ガイドライン」を策定しました。本ガイドラインが親事業者と下請事業者の適正な取引の推進の一助となることを願います。

## 1. ガイドラインの対象となる産業の範囲

### 1-1 範囲

今回作成する「鉄道車両産業取引適正化ガイドライン」は、鉄道車両製造事業者等が行う取引を対象とする。

また、鉄道車両製造事業者等による鉄道事業者との取引及び鉄道車両製造事業者等による鋼材等の原材料製造事業者からの調達等に係る取引も含まれる。

### 1-2 鉄道車両産業の構造と取引関係

鉄道車両産業の主要製品は、主電動機、制御装置、集電装置、信号保安装置等の電気部分、車体、台車、ブレーキ装置、動力伝達装置等の機械部分、及び各種内装品で構成され、さらに鉄鋼、ステンレス、アルミ、銅、プラスチック、繊維等の各種素材が用いられている。

このように鉄道車両産業は幅広い産業を基盤として成立しており、大きく鉄道車両製造業、鉄道車両部品製造業及び鉄道車両整備・修理業に分かれており、このガイドラインでは、これらの事業者を総称して「鉄道車両製造事業者等」と定義する。

このうち鉄道車両製造業では、新車発注時に本体契約と契約先が異なる鉄道車両製造事業者等へ、車両の構成部品の一部を鉄道事業者から直接発注され（以下、「支給品」という）、鉄道車両製造事業者等において支給品を組立て納品（納車）する契約形態と、鉄道車両製造事業者等へ一括で発注する機電一括の契約形態がある。

また、鉄道車両整備・修理業については、鉄道事業者から委託されて主電動機などの主要な装置（部品）の整備・点検のほか、車両の大規模リニューアル工事などを行っている。

## 2. ガイドラインの対象となる取引

取引の公正化や下請事業者の利益保護、下請関係の改善を通じた下請事業者の振興を目的とした法規としては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」

（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）及び「下請中小企業振興法」（昭和 45 年法律第 145 号。以下「下請振興法」という。）がある。

## 【各法令の概要】

### (独占禁止法)

最も適用範囲が大きいのは、独占禁止法であり、公正かつ自由な競争の促進のため、私的独占、不当な取引制限（カルテル・談合）、不公正な取引（優越的地位濫用等）などを禁止し、事業者が事業活動を行う上での基本的ルールを定めている。

なお、独占禁止法は、事業者の規模を問わず、事業者が不公正な取引方法を用いることそれ自体を禁じており、資本金・出資金により区分される親事業者・下請事業者間の取引のみならず、全ての事業者間における取引に適用される。

### (下請法)

下請・製造委託取引においては、一般的に下請事業者は親事業者に対する取引依存度が高く、親事業者からの不当な要求を受け入れざるを得ない場合がありうるが、独占禁止法によりそれを規制する場合には個別に濫用行為であることを認定する必要があり、相当期間を要するため問題解決の時期を逸する場合がある。そのような理由から下請・製造委託取引では独占禁止法の運用のみでは対応が難しいことが社会的課題となり、下請代金の減額等の優越的地位の濫用行為を除去及び未然防止し、下請事業者の利益を保護する観点から独占禁止法とは別の簡易な手続が必要であるとの考えから、昭和31年に下請代金法が独占禁止法の補完法として制定された。独占禁止法の優越的地位の濫用は、優越的地位を「受注者の発注者に対する取引依存度」、「発注者の市場における地位」、「受注者にとっての取引先変更の可能性」、「その他発注者と取引することの必要性を示す具体的事実」から総合的に判断するのに対し、下請法は、下請取引の発注者（親事業者）を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱うことで、より迅速かつ効果的に規制している。

なお、下請法は、対象となる親事業者の義務として、後述のとおり、発注書面の交付等の4つの義務及び買いたたきの禁止等の11の禁止行為を規定している。

また、中小企業庁及び公正取引委員会による書面調査、立入検査を行い、違反を発見した場合は改善指導を行い、悪質な場合は公正取引委員会による勧告及び企業名公表を行うこととしている。

### (下請振興法)

下請振興法は、親事業者の協力のもとに、下請事業者自らが、その事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に活用することができる体質を根本的に改善し、下請性を脱して独立性のある企業に育つことを目的としている。そのため、同じく下請事業者を対象にした下請法が指導・規制法規であるのに対し、下請振興法は下請中小企業の支援法としての性格を有する法律である。

なお、下請中小企業の新興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として下請振興法第3条の規定に基づき、経済産業省告示として振興基準

が定められている。

次項以降においては、指導・規制法規である下請法の規定及び独占禁止法の規定を参考に述べることとする。

## 2-1 下請法の適用範囲及び構成

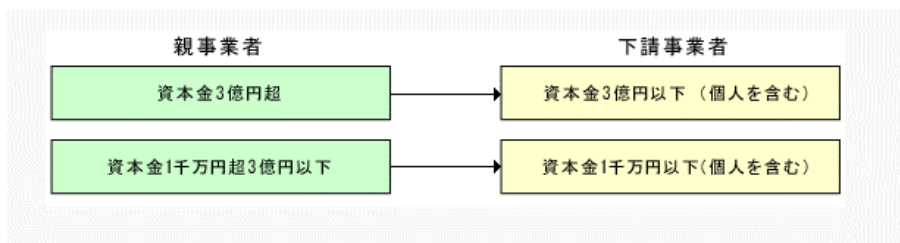
### 1 目的（下請法第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

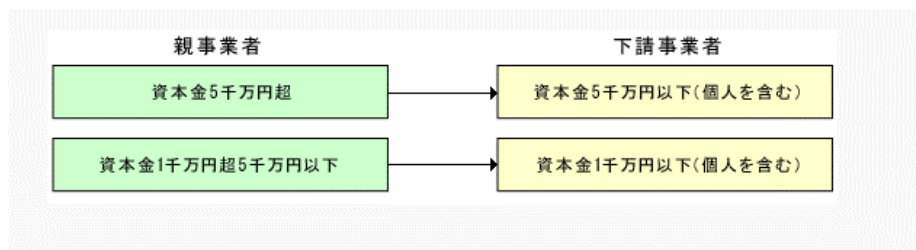
### 2 親事業者、下請事業者の定義（下請法第2条第1項～第8項）

下請法の対象となる取引は事業者の資本金規模と取引の内容で定義

#### (1) 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物・役務提供委託を行う場合



(2) 情報成果物作成・役務提供委託を行う場合（(1)の情報成果物・役務提供委託を除く。）



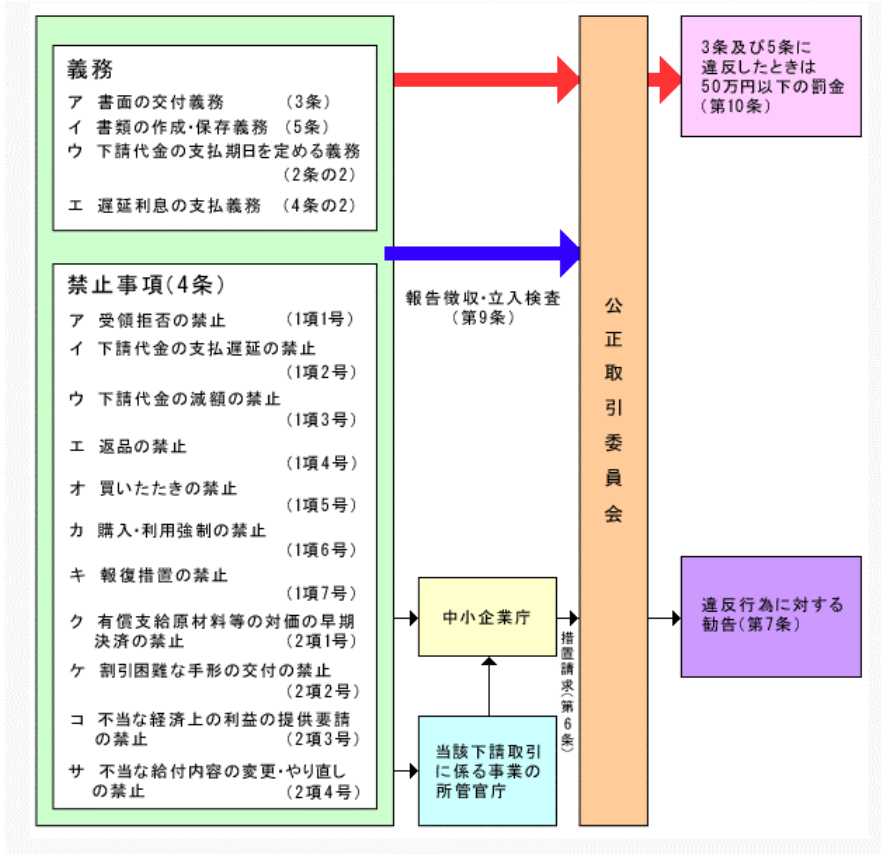
### 3 親事業者の義務・禁止事項等

親事業者の義務（下請法第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）

親事業者の禁止事項（下請法第4条）

報告徴収・立入検査（下請法第9条）

勧告（行政指導による是正）（下請法第7条）



※公正取引委員会 HP より引用

### 2-2 適用逃れの防止（トンネル会社規制：下請法第2条第9項）

事業者（親会社）が直接他の事業者には委託をすれば本法の対象となる場合に、事業者がその子会社（いわゆるトンネル会社）等に発注し、当該子会社等が請け負った業務を他の事業者には再委託することで、本法の規制を免れるというような脱法的行為をさせないための規定である。

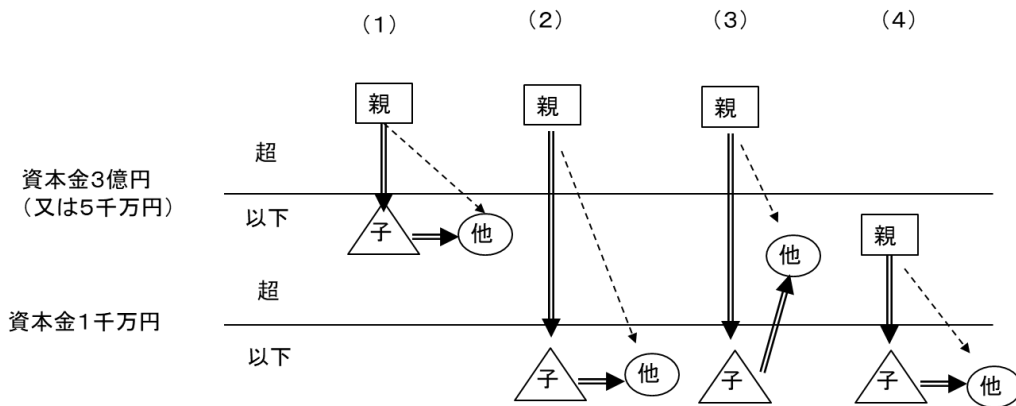
本規定については、事業者（親会社）が直接他の事業者には製造委託等をすれば本法の適用を受ける関係等にあり（後記(ア)）、かつ、当該事業者（親会社）の子会社等が2つの要件（後記(イ)の①及び②）を充足した場合には、当該子会社等が親事業者、当該他の事業者が下請事業者とそれぞれみなされ、当該取引には本法が適用されることとなる。



(ア) 前提条件

事業者（親会社）が直接他の事業者（子会社等）に製造委託等をする場合は本法の適用を受ける場合であって、かつ、当該親会社の子会社等と当該他の事業者との取引が資本金の区分上、本法の適用を受けない場合において、当該親会社が当該子会社等を通じて他の事業者（他）に委託すること。

具体的には、以下のような場合である。



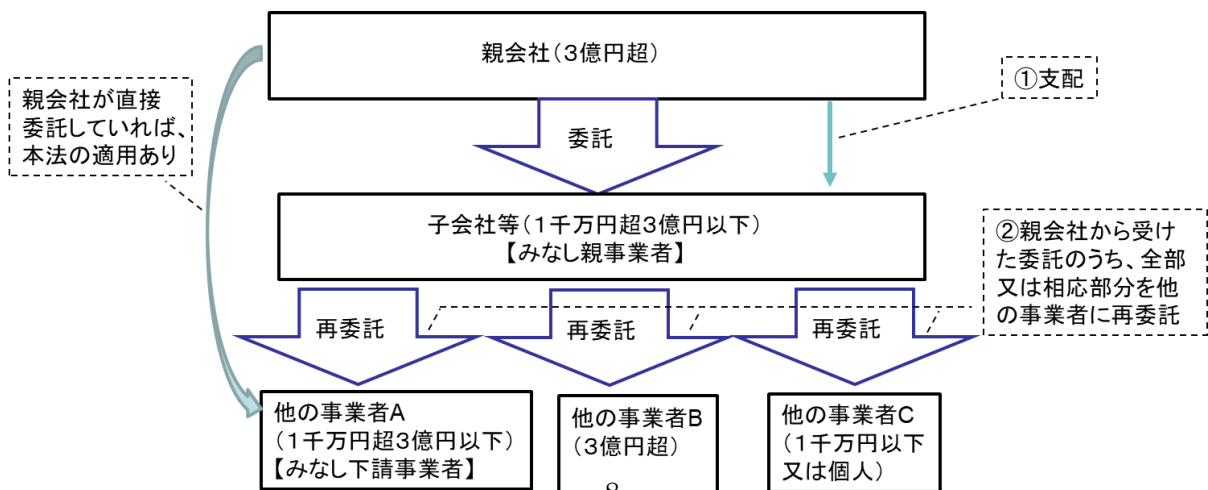
⇒ は、実際の製造委託の流れ

--- は、親会社が直接他の事業者（子会社等）に製造委託等していた場合の流れ

(イ) 子会社等の2つの要件

- ① 親会社から役員（取締役）の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員（取締役）の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員（取締役）の任免が親会社に支配されている場合）。
- ② 親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合（例えば、親会社から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託（複数の他の事業者（子会社等）に業務を委託している場合は、その総計）している場合）。

(ウ) 具体例（製造委託の場合の例）



(注) 他の事業者B(資本金3億円超)は、親会社(資本金3億円超)が直接委託しても本法の適用はなく、他の事業者C(資本金1千万円以下又は個人)は、子会社等(資本金1千万円超3億円以下)との間で元々本法の適用を受ける事業者である。

上記の具体例において、子会社等と他の事業者Aとの取引は、子会社等は親事業者と、他の事業者Aは下請事業者とそれぞれみなされ、本法の適用を受ける。

なお、他の事業者Bは、再委託先ではあるものの親会社が直接委託していても本法の適用を受けるものではないため、子会社等との取引は本法の適用はない。また、他の事業者Cは、子会社等との取引が本法の適用を受ける。

※下請取引適正化推進講習会テキストより引用

## 2-3 下請法で定める製造委託等取引(取引態様の要件)(下請法第2条第5項)

下請法の対象となる製造委託等取引は、「製造委託」(4類型)、「修理委託」(2類型)、「情報成果物作成委託」(3類型)、又は「役務提供委託」(1類型)の4つの種別と10の類型を指す。

### 2-3-1 製造委託(下請法第2条第1項)

製造委託における「委託」とは、事業者が他の事業者に対し、給付に係る仕様、内容等を指定して物品等(物品、その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型)の製造(加工を含む。)を依頼することをいう。

つまり、事業者が他の事業者に対し、物品等の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造(加工を含む。)を依頼することをいう。そのため、規格品・標準品を購入することは、原則として「委託」に該当しないが、規格品・標準品であっても、その一部でも自社向けの加工等をさせる場合には該当する。

また、製造設備を持たない事業者であっても、物品等について仕様、内容等を指定して他の事業者に製造を依頼する場合には「委託」に該当する。例えば、商社、製造問屋と呼ばれる卸売業者、大規模小売業者(百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業等)、フランチャイザー等が自社のプライベートブランド商品の製造を依頼することも該当する。

なお、「委託」の内容を満たす限り、請負であるか売買であるかといった契約上の形態は問わない。

製造委託には次の4つの類型がある。

① 類型Ⅰ：事業者が業として行う販売の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること。

【対象取引例】

・鉄道車両を販売する事業者が、その鉄道車両の部品の製造を他の事業者に委託する場合。

② 類型Ⅱ：事業者が業として請け負う製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること。

【対象取引例】

・鉄道車両の製造を請け負う事業者が、その鉄道車両の全部又は一部若しくは艀装品等の製造や、塗装、電気艀装、構内輸送等の作業を他の事業者に委託する場合。なお、鉄道車両の製造に直接関係しない作業、例えば構内清掃作業、産業廃棄物処理作業等の付帯作業は製造委託に該当しない。

③ 類型Ⅲ：事業者が業として行う物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託すること。

【対象取引例】

・鉄道車両等の修理を行う事業者が、修理に必要な部品の製造を他の事業者に委託する場合。  
・自社の工場で使用する機械等を自社で修理している事業者が、修理に必要な部品の製造を他の事業者に委託する場合。

④ 類型Ⅳ：事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること。

【対象取引例】

・自社の工場で使用するクレーンなどの設備や工具等を自社で製造している事業者が、その設備や工具等の製造を他の事業者に委託する場合。

## 2-3-2 修理委託（下請法第2条第2項）

「修理」とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加え、元来の機能を回復させることをいう。

なお、製造委託と同様、「業として」とは、事業者が、ある行為を反復継続的に行

っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指し、「物品」とは、動産をいい、不動産は含まれない。

修理委託には次の 2 つの類型がある。

① 類型Ⅰ：事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【対象取引例】

・鉄道車両等の修理を請け負う事業者が、その修理作業を他の事業者に委託する場合。

② 類型Ⅱ：事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託すること。

【対象取引例】

・自社の工場で使用している機械等を自社で修理している事業者が、修理作業の一部を他の事業者に委託する場合。

### 2-3-3 情報成果物作成委託（下請法第 2 条第 3 項）

「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

① プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）

例：テレビゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム

② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの

例：テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーション

③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

例：設計図、ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告

なお、上記①から③以外で、これらに類する情報成果物については今後の技術進歩等に応じて機動的に対応できるよう政令で追加できる仕組みとなっているが、現在のところ追加されているものはない。

「提供」とは、事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行うなどの方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいう。この提供には、情報成果物それ自体を単独で提供する場合のほか、物品等の附属品として提供される場合（例：家電製品の取扱説明書の内容、CDのライナーノーツ）、制御プログラムとして物品に内蔵される場合（例：家電製品の制御プログラム）、商品の形態、容器、包装等に使用するデザインや商品の設計等を商品に一体化して提供する場合（例：

ペットボトルの形のデザイン、半導体の設計図) も含まれる。

情報成果物作成委託における「委託」とは、事業者が他の事業者に対し、給付に係る仕様、内容等を指定して情報成果物の作成を依頼することをいう。

つまり、事業者が他の事業者に対し、ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの仕様、テーマ、コンセプト等を指定して作成を依頼することをいう。そのため、ソフトウェアメーカーが既に販売しているパッケージソフトを購入する場合は、原則として「委託」に該当しないが、その一部でも自社向けに仕様変更等をさせる場合は該当する。

「情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」とは、情報成果物の作成のうち、①情報成果物それ自体の作成、②当該情報成果物を構成することとなる情報成果物の作成を、他の事業者に委託することをいう。

なお、製造委託と同様、「業として」とは、事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指す。

「業として行う提供」とは、反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている提供のことをいい、純粋に無償の提供であれば、これに当たらない。

「(業として行う) 提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら用いる役務は含まれない(自ら用いる役務について他の事業者に委託することは、本法上の「役務提供委託」には該当しない)。他の事業者に役務の提供を委託する場合に、その役務が他者に提供する役務の全部又は一部であるか、又は自ら用いる役務であるかは、取引当事者間の契約や取引慣行に基づき判断する。

情報成果物作成委託には、作成する目的により、次の 3 つの類型がある。

① 類型Ⅰ：事業者が業として行う提供の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

**【対象取引例】**

- ・設計図面のライセンス供与を行っている場合に、その図面の作成を他の事業者  
に委託する場合。
- ・運行管理支援システムの販売を行っている場合に、そのシステムの作成を他の  
事業者  
に委託する場合。

② 類型Ⅱ：事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

**【対象取引例】**

- ・鉄道車両等の設計事業者等で受託調査・研究を請け負っている場合には、その

調査等の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

③ 類型Ⅲ：事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【対象取引例】

・設計部門等で通常自ら設計図面を作成・使用している場合に、その設計図面の作成を他の事業者に委託する場合。

2-3-4 役務提供委託（下請法第2条第4項）

役務とは、運送、ビルメンテナンス、情報処理等、いわゆるサービス全般であるが、例えば、荷主から貨物運送の委託に併せて請け負った梱包作業を他の事業者に再委託する場合は、当該梱包作業は他者（荷主）に提供する役務であるから、当該梱包作業の再委託は「役務提供委託」に該当し、本法の対象となる（自社で当該役務を提供する能力が無くとも対象となる。）。

一方、荷主から梱包作業は請け負っていないが、自らの運送作業に必要である梱包作業を他の事業者に委託する場合は、当該梱包作業は他者に提供する役務ではなく、自ら用いる役務であるから、当該梱包作業の委託は「役務提供委託」に該当せず、本法の対象とはならない。

また、他者に提供する役務が、純粹に無償の場合であれば本法の対象とならないが、その役務が他者に販売する物品に付随して提供される場合（例：ソフトウェアメーカーが販売するソフトウェアに付随して提供するサポートサービス）には本法の対象となる。

なお、本法では、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象とならない。

これは、建設工事の下請負については、建設業法において本法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているためである。

役務提供委託とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。また、「提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれない。

【対象取引例】

・鉄道車両の製造・修繕・改造工事の監督業務等の技術支援を行っている場合に、その役務を他の事業者に委託する場合。

・製品を販売先に運送する作業を運送業者に委託する場合は、自ら利用する役務の委託に該当し、役務提供には該当しない。（ただし、製造工程中の構内輸送の場合は、上記製造委託に該当する。）

### 3. 親事業者の行うべき4つの義務

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には次の4つの義務が課せられている。

義務	概要
書面の交付義務	発注の際は、直ちに3条書面を交付すること。
支払期日を定める義務	下請代金の支払期日を給付の受領した日から起算して60日の期間内において定めること。
書類の作成・保存義務	下請取引の内容を記載した書類を作成し、2年間保存すること。
遅延利息の支払義務	支払が遅延した場合は遅延利息を支払うこと。

#### 3-1 支払期日を定める義務（下請法第2条の2）

親事業者は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日以内（受領日を算入する。）のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定める義務がある。

○この規定が設けられたねらい

下請取引の性格から、親事業者が下請代金の支払期日を不当に遅く設定するおそれがあり、下請事業者の利益を保護するためこの規定が設けられた。

○本法上の下請代金の支払期日

- (ア) 受領日（下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日以内に支払期日を定めた場合は、その定められた支払期日
- (イ) 支払期日を定めなかったときは、受領日（下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）
- (ウ) 受領日（下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日を超えて支払期日を定めたときは、受領日から起算して60日を経過した日の前日

#### 3-2 書面の交付義務（下請法第3条）

親事業者は、発注に際して、下記の具体的記載事項をすべて記載している書面（3条書面）を直ちに下請事業者に交付する義務がある。

この点、3条書面は、発注の都度、直ちに下請事業者に交付しなければならないとともに、発注書面の様式に拘わらず、定められた事項はすべて明確に記載しなければならない。

なお、3条書面の交付は、書面による交付のほか、電子メール等による電磁的記録提供の方法も可能である。ただし、電磁的記録の場合には、下請事業者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾が必要となる。電磁的記録提供に当たっては、「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」（令和元年5月14日公正取引委員会）を踏まえ、下請事業者に不利益を与えないよう留意が必要である。

#### 【3条書面に記載すべき具体的事項】

- ① 親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容（委託の内容が分かるよう明確に記載する。）
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
- ⑤ 下請事業者の給付を受領する場所
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦ 下請代金の額（具体的な金額を記載する必要があるが、算定方法による記載も可）
- ⑧ 下請代金の支払期日
- ⑨ 手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）と手形の満期
- ⑩ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- ⑫ 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

#### ○ 一定期間共通である事項（共通事項）がある場合の書面の交付方法

書面の交付は原則として発注の都度必要であるが、下請取引は継続的に行われることが多いため、必要記載事項のうち一定期間共通である事項（例：支払方法、検査期間等）がある場合には、あらかじめこれらの事項を書面により通知することで、発注の都度交付する書面に記載することは不要となる。ただし、この場合には、3条書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記しなければならない。

また、通知した書面には、当該書面が有効である期間を明記する必要がある。新たな通知が行われるまでの間は有効とする場合には、通知した書面に、新たな通知が行われるまでの間は有効である旨明記する必要がある。

なお、親事業者においては、年に1回、社内の購買・外注担当者に対し、通知し



た書面に記載されている内容について周知徹底を図ることが望ましい。

○ 下請事業者の給付の内容の記載

「下請事業者の給付の内容」とは、親事業者が下請事業者に委託する行為が遂行された結果、下請事業者から提供されるべき物品等及び情報成果物（役務提供委託の場合は、下請事業者から提供されるべき役務）であり、3条書面には、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要がある。3条書面を交付するに当たっては、下請事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう、これらを明確に記載する必要がある。

○ 「下請代金」

「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に、下請事業者の給付（役務提供委託をした場合には役務の提供）に対し支払うべき代金である。下請代金には、消費税・地方消費税も含まれる。

○ 知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合

主に、情報成果物の作成委託に係る作成過程を通じて、委託した情報成果物に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合がある。この場合において、親事業者が、情報成果物を提供させるとともに、作成の目的たる使用の範囲（例：放送番組の作成委託における一次的放送権の許諾）を超えて、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含んで発注する場合には、親事業者は、3条書面に記載する「下請事業者の給付の内容」の一部として、下請事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要がある。

また、その場合には、下請事業者の給付の内容に知的財産権が含まれることとなるので、下請代金には、知的財産権の譲渡・許諾に係る対価を加える必要がある。

○ 電磁的方法による提供（電子受発注）

前記「○ 具体的な必要記載事項」の項目を、下請事業者の承諾を得て、書面に代えて電子メール等の電磁的方法で提供することができる。

### 3-3 遅延利息の支払義務（下請法第4条の2）

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払わなければならない。

### 3-4 書類の作成・保存義務（下請法第5条）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、又は役務提供委託をした場合は、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類（5条書類）を作成し、2年間保存する義務がある。

なお、上記内容を記載した電磁的記録を作成し保存することも可能である。

#### 【具体的作成・保存事項】

- ① 下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容（役務提供委託の場合は役務の提供の内容）
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をする期日・期間）
- ⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者から役務が提供された日・期間）
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦ 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
- ⑧ 下請代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑨ 下請代金の支払期日
- ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

## 4. 親事業者の禁止行為

親事業者には、次の項目の禁止事項が課せられる。

たとえ、下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識が無くても、これらの規定に触れるときは、下請法に違法することになるので、注意が必要である。

禁止事項	概要
受領拒否（第1項第1号）	注文した物品等の受領を拒むこと。
下請代金の支払遅延（第1項第2号）	下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと。
下請代金の減額（第1項第3号）	あらかじめ定めた下請代金を減額すること。
返品（第1項第4号）	受け取った物を返品すること。
買ったたき（第1項第5号）	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること。
購入・利用強制（第1項第6号）	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること。
報復措置（第1項第7号）	下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること。
有償支給原材料等の対価の早期決済（第2項第1号）	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること。
割引困難な手形の交付（第2項第2号）	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
不当な経済上の利益の提供要請（第2項第3号）	下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること。
不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（第2項第4号）	費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること。

### 4-1 受領拒否の禁止（下請法第4条第1項第1号）

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、親事業者は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに受領を拒むと本法違反となる。

○ この規定が設けられたねらい

親事業者が下請事業者に対して委託するものは、親事業者が指定する仕様等に基づいた特殊なものが多く、親事業者に受領を拒否されると他社への転売が困難であり、下請事業者の利益が著しく損なわれるので、これを防止するためである。

○ 「受領を拒む」

「受領を拒む」とは、下請事業者の給付の全部又は一部を納期に受け取らないことであり、以下の行為も原則として含まれる。

(ア) 発注を取り消すこと（契約の解除）により、下請事業者の給付の全部又は一部を発注時に定められた納期に受け取らないこと

(イ) 納期を延期することにより、下請事業者の給付の全部又は一部を発注時に定められた納期に受け取らないこと

○ 下請事業者の責めに帰すべき理由

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請事業者の給付の受領を拒むことができるのは、以下の(ア)、(イ)の場合に限られる。

(ア) 下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合又は下請事業者の給付に瑕疵等がある場合

※ただし、以下のような場合は、委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として受領を拒むことは認められない。

① 3条書面に委託内容が明確に記載されていなかったり、検査基準が明確でなかったりしたために、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合

② 発注後に、検査基準を恣意的に厳しくすることにより、委託内容と異なる又は瑕疵等があるとして、従来の検査基準で合格とされたものを不合格とする場合

③ 取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者がその内容に基づき製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合

(イ) 下請事業者の給付が、3条書面に明記された納期までに行われなかったため、そのものが不要になった場合

※ただし、以下のような場合は、納期遅れを理由として受領を拒むことは認められない。

① 3条書面に納期が明記されておらず納期遅れであることが明らかでない場合

② 親事業者が原材料を支給する場合において、支給が発注時に取り決めた引渡し日より遅れた場合

③ 無理な納期を一方的に決定している場合

#### 4-2 下請代金の支払遅延の禁止（下請法第4条第1項第2号）

親事業者は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと本法違反となる。

なお、支払遅延が生じた場合、親事業者は下請事業者に対し、受領後60日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に年率14.6%を乗じて得た額を遅延利息として支払う義務がある。

##### ○ この規定が設けられたねらい

支払期日までに納入した物品等又は情報成果物（提供した役務）の下請代金の支払を受けなければ、下請事業者の資金繰りがつかず、従業員への賃金の支払、材料代の支払等が困難になり、最悪の場合は倒産に追い込まれるなど下請事業者の経営の安定が損なわれるので、これを防止するためである。

##### ○ 支払期日と支払遅延の関係

親事業者は、受領日から60日以内（受領日を算入する。）で、かつ、できる限り短い期間内に支払期日を定めなければならない（支払期日を定める義務については14ページ参照）。

支払遅延となる行為は、その支払期日の定められ方によって以下の3つの場合に分けられる。

(ア) 支払期日が受領日から60日以内に定められている場合は、その定められた支払期日までに下請代金を支払わないとき。

(イ) 支払期日が定められていない場合は、その給付の受領日に下請代金を支払わないとき。

(ウ) 支払期日が受領日から60日を超えて定められている場合は、受領日から60日目までに下請代金を支払わないとき（この場合、本法に定める範囲を超えて支払期日が設定されており、それ自体が支払期日を定める義務に違反する。）。

##### ○ 受領日の考え方

支払期日の起算日となる受領日とは、以下の「給付の受領」があった日である。

製造委託又は修理委託における「給付の受領」とは、下請事業者の給付の目的物を検査の有無にかかわらず受け取り、自己の占有下に置くことである。親事業者の検査員が下請事業者の工場へ出張し検査を行うような場合には、検査員が出張して検査を開始すれば受領となる。

情報成果物作成委託における「給付の受領」とは、給付の目的物として作成された情報成果物を記録したCD-ROM等の電子媒体を受け取り、自己の占有下に置くこ

とである。また、情報成果物を記録した媒体がない場合には、当該情報成果物を自己の支配下に置くことであり、例えば、当該情報成果物を電子メール等により親事業者が受信して親事業者が使用するハードディスクに記録されることや、下請事業者が親事業者の事務所に常駐して情報成果物を作成し親事業者のハードディスクに記録することなどである。

役務提供委託では受領という概念はなく、「支払期日」の起算日は、「下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）」である。

#### ○ 月単位の締切制度

下請代金は、下請事業者の給付の受領後 60 日以内に支払わなければならないところ、継続的な取引において、毎月の特定期日に下請代金を支払うこととする月単位の締切制度を採用している場合がある。

例えば、「毎月末日納品締切、翌月末日支払」といった締切制度が考えられるが、月によっては 31 日の月（大の月）もあるため、当該締切制度によれば、月の初日に給付を受領したものの支払が、受領から 61 日目又は 62 日目の支払となる場合がある。このような場合、結果として給付の受領後 60 日以内に下請代金が支払われないこととなるが、本法の運用に当たっては、「受領後 60 日以内」の規定を「受領後 2 か月以内」として運用しており、大の月（31 日）も小の月（30 日）も同じく 1 か月として運用しているため、支払遅延として問題とはしていない（後記「○ 役務提供委託における例外的な支払期日の起算日」の場合も、同様に運用している。）。

なお、検収締切制度を採用する場合、検査に相当日数を要する場合があるが、検査をするかどうかを問わず、受領日から 60 日以内において、かつ、できる限り短い期間内に設定した支払期日に下請代金を支払う必要があることから、検査に要する期間を見込んだ支払制度とする必要がある。

#### ○ やり直しをさせた場合の支払期日の起算日

下請事業者の給付に瑕疵があるなど、下請事業者の責めに帰すべき理由があり、下請代金の支払前（受領後 60 日以内）にやり直しをさせる場合には、やり直しをさせた後の物品等又は情報成果物を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）が支払期日の起算日となる（下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、親事業者が費用を負担することなく、やり直しをさせることができる場合については 34 ページ参照。）。

#### ○ 情報成果物作成委託における例外的な支払期日の起算日（受領日）

情報成果物作成委託では、親事業者が作成の過程で、下請事業者の作成内容の確認や今後の作業の指示等を行うために情報成果物を一時的に親事業者の支配下に置

く場合がある。この時点では当該情報成果物が委託内容の水準に達し得るかどうか明らかではない場合において、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が自己の支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で給付を受領したこととすることを合意している場合には、親事業者が当該情報成果物を自己の支配下に置いたとしても直ちに受領したものとはせず、自己の支配下に置いた日を支払期日の起算日とはしない。ただし、3条書面に記載した納期において、当該情報成果物が親事業者の支配下であれば、内容の確認が終了しているかどうかにかかわらず、当該納期に受領したものとして、支払期日の起算日とする。

なお、このような取扱いとしているのは、情報成果物の場合、外形的には全く内容が分からないことから特に認めているものであり、製造委託、修理委託の場合には認められないので注意が必要である。

#### ○ 役務提供委託における例外的な支払期日の起算日

役務提供委託では、「支払期日」の起算日は、「下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）」であり、原則として、下請事業者が提供する個々の役務に対してそれぞれ「支払期日」を設定しなければならない。

ただし、個々の役務が連続して提供される役務であって、以下の①から③までの全ての要件を満たせば、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱う。

① 下請代金の支払は、下請事業者と協議の上、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、その旨が3条書面に明記されていること。

（例：支払期日欄に「毎月○日締切、翌月（翌々月）○日支払」と記載する。）

② 3条書面に、当該期間の下請代金の額（算定方法も可）が明記されていること。

③ 下請事業者が連続して提供する役務が同種のものであること。

つまり、この場合には、締切後 60 日（2 か月）以内に下請代金を支払うことが認められる。

なお、個々の役務が連続して提供される期間が1 か月未満の役務提供委託の場合には、当該期間の末日に役務が提供されたものとする。

#### ○ 金融機関の休業日

下請代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払うこととしている場合に、当該支払日が金融機関の休業日に当たることがある。このような場合、支払日が土曜日又は日曜日に当たるなど支払を順延する期間が2日以内である場合であって、親事業者と下請事業者との間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについて

あらかじめ書面で合意している場合には、結果として受領日から 60 日（2 か月）を超えて下請代金が支払われても問題とはしていない。

なお、順延後の支払期日が受領日から起算して 60 日（2 か月）以内となる場合には、下請事業者との間であらかじめその旨書面で合意していれば、金融機関の休業日による順延期間が 2 日を超えても問題とはしていない。

#### 4-3 下請代金の減額の禁止（下請法第 4 条第 1 項第 3 号）

親事業者が、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減ずることを禁止するものであり、「歩引き」や「リベート」等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減じても本法違反となる。

これまでに違反とされたことのある減額の名目は、「歩引き」「仕入歩引」「不良品歩引き」「分引き」「リベート」「基本割戻金」「協定販売促進費」「特別価格協力金」「販売奨励金」「販売協力金」「一時金」「オープン新店」「協賛金」「決算」「協力金」「協力費」「値引き」「協力値引き」「協賛店値引」「一括値引き」「原価低減」「コストダウン協力金」「支払手数料」「手数料」「本部手数料」「管理料」「物流及び情報システム使用料」「物流手数料」「センターフィー」「品質管理指導料」「年間」「割引料」「金利」など、多様である。

また、仮に親事業者と下請事業者との間で下請代金の減額等についてあらかじめ合意があったとしても、下請事業者の責めに帰すべき理由なく下請代金の額を減ずる場合は本法違反となる。

##### ○ この規定が設けられたねらい

下請取引においては、下請事業者の立場が弱く、一旦決定された下請代金であっても事後に減ずるよう要請されやすいこと、一方、下請事業者はこのような要求を拒否することが困難であり、下請代金の額が減じられると、直接、下請事業者の利益が損なわれることから、これを防止するためである。

##### ○ 下請事業者の責めに帰すべき理由

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請代金の額を減ずることが認められるのは、以下の場合に限られる。

- (ア) 下請事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵の存在、納期遅れ等）があるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合に、受領拒否又は返品をして、その給付に係る下請代金の額を減ずるとき。
- (イ) 下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合であって、受領拒否又は返品をせずに、親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用など客観的に相当と認められる額を減ずるとき。



- (ウ) 下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合であって、受領拒否又は返品をせずに、瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減ずるとき。

○ 下請代金の額を減ずる方法

下請代金の額を「減ずること」には、下請代金から減ずる金額を差し引く方法のほか、親事業者の金融機関口座へ減ずる金額を振り込ませる方法等も含まれる。

○ 下請代金の額を減ずることの例

- (ア) 下請事業者との間で単価の引下げについて合意が成立し単価改定した場合、単価の引下げの合意日前に旧単価で発注されているものにまで新単価を遡及適用して下請代金の額から旧単価と新単価の差額を差し引くこと。
- (イ) 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。
- (ウ) 下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金の額から差し引くこと。
- (エ) 下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させることを書面で合意している場合に、下請代金の額から金融機関に支払う実費を超えた振込手数料の額を差し引くこと。
- (オ) 親事業者からの作成に必要な原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を下請事業者の責任によるものとして、納期遅れによる商品価値の低下分とする額を下請代金の額から差し引くこと。
- (カ) 下請代金の支払に際し、端数が生じた場合、端数を1円以上の単位で切り捨てて支払うこと。
- (キ) 支払手段としてあらかじめ「手形払」と定めているのを下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、手形払の場合の下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を差し引くこと。
- (ク) 親事業者の客先からのキャンセル、市況変化等により不要品となったことを理由に下請代金の額から不要品の対価に相当する額を差し引くこと。
- (ケ) 販売拡大のために協力してほしいなどの名目をつけて、下請代金の額の何%かを下請代金の額から差し引くこと。
- (コ) 単価の引下げ要求に応じない下請事業者に対して、あらかじめ定められた下請代金の額から一定の割合又は一定額を差し引くこと。
- (サ) 下請代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させること。

○ 下請代金の額を減ずることに当たらない場合

以下の場合、下請代金の額を「減ずること」には当たらない。

- (ア) 下請事業者に販売した商品等の対価や貸付金等の弁済期にある債権を下請代

金から差し引くこと。

- (イ) 発注前に、下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意があり、親事業者が金融機関に支払う実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うこと。
- (ウ) 下請事業者との間で支払手段を手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合に、親事業者の短期調達金利相当額を差し引いて下請代金を支払うこと。

#### ○ システム利用料等の徴収

親事業者が下請事業者に電磁的記録の提供を行うこととした場合に、システム開発費、保守費、発注情報の提供に要する費用（3条書面の交付義務は親事業者にあることに留意）等の本来親事業者が負担すべき費用をシステム利用料等として下請代金から徴収している場合や、システムが稼動していないのにシステム利用料等を徴収しているなど単にシステム利用料等の名目で徴収しているにすぎない場合などには、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減ずることに該当する。

#### 4-4 返品禁止（下請法第4条第1号第4号）

親事業者は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者から納入された物品等又は情報成果物を受領した後に、下請事業者に当該物品等又は情報成果物を返品すると本法違反となる。

親事業者の取引先からのキャンセルや商品の入替え等の名目や数量の多寡を問わず、また、仮に親事業者と下請事業者との間で返品することについて合意があったとしても、下請事業者の責めに帰すべき理由なく返品することは、本法違反となる。

#### ○ この規定が設けられたねらい

基本的には受領拒否の禁止規定と同じねらいであり、納入した物品等又は情報成果物を返品されることは、下請事業者の利益が著しく損なわれるのでこれを防止するためである。

#### ○ 下請事業者の責めに帰すべき理由

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして返品することができるのは、以下の場合であり、かつ、後記「○ 検査と返品することのできる期間」に示した期間内に限られる。

- (ア) 下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合

(イ) 下請事業者の給付に瑕疵等がある場合

※ ただし、以下のような場合は、委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として返品することは認められない。

- ① 3条書面に委託内容が明確に記載されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合
- ② 発注後に恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準では合格とされた給付を不合格とした場合
- ③ 給付に係る検査を省略する場合、又は、給付に係る検査を親事業者が行わず、かつ、当該検査を下請事業者に文書で委任していない場合

○ 検査と返品することのできる期間

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして返品することができる期間は、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なること又は下請事業者の給付に瑕疵等があることが直ちに発見できるものであるか否かや、検査方法によって異なる。

(ア) 直ちに発見することができる瑕疵がある場合

下請事業者の給付に直ちに発見することができる瑕疵がある場合、受領後速やかに返品することは認められる（この場合であっても、親事業者が意図的に検査期間を延ばし、その後に返品することは認められない。）。

※ ただし、以下のような場合は、それぞれに記載の期間に返品することは認められる。

- 親事業者がロット単位で抜取検査を行っているときに合格ロット中の不良品について返品する場合：当該給付に係る下請代金の最初の支払時までに行う返品（ただし、①継続的な下請取引の場合において、②あらかじめ返品することが合意・書面化されており、かつ、③当該書面と3条書面との関連付けがなされていなければならない。①～③を全て満たさない場合には、合格ロット中の不良品について返品することは認められない。）。この場合、親事業者と下請事業者との間では、合格ロット内の不良品を返品することを前提に下請代金の額について十分な協議が行われる必要があり、これに反し、親事業者が一方的に従来と同様の単価を設定する場合は買ったとき（本法第4条第1項第5号違反）に該当するおそれがある。また、検査を行わないで返品したり、物品を受領後、当該受領に係る最初の下請代金の支払時を超えて返品することは、違法な返品として本法違反となるので注意する必要がある。

- 下請事業者に検査を文書で委任している場合：下請事業者の検査に明らかな過失があつて、受領後6か月以内に返品する場合

(イ) 直ちに発見することができない瑕疵がある場合

下請事業者の給付に直ちに発見することができない瑕疵がある場合は、給付の

受領後6か月以内に返品することは、下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして認められるが、6か月を超えた後に返品すると本法違反となる。

ただし、下請事業者の給付を使用した親事業者の製品について一般消費者に対して6か月を超えて保証期間を定めている場合には、その保証期間に応じて最長1年以内であれば返品することが認められる。

#### 4-5 買ったたきの禁止（下請法第4条第1項第5号）

親事業者は、発注に際して下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めると本法違反となる。

##### ○ この規定が設けられたねらい

親事業者が下請事業者と下請代金の額を決定する際に、その地位を利用して、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を下請事業者に押し付けることは、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになるのでこれを防止するためである。

##### ○ 「買ったたきの禁止」と本法第4条第1項第3号（下請代金の減額）との関係

「買ったたき」は、親事業者が下請事業者に発注する時点で生ずるものであるのに対し、「下請代金の減額」は、一旦決定された下請代金の額を事後に減ずるものである。

##### ○ 「通常支払われる対価」とは

- (ア) 下請事業者の給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（すなわち、市価のこと）をいう。
- (イ) 市価の把握が困難な場合は、下請事業者の給付と同種又は類似の給付に係る従来の取引価格をいう。

##### ○ 買ったたきに該当するか否かは、以下のような要素を勘案して総合的に判断される。

- (ア) 下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- (イ) 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- (ウ) 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- (エ) 当該給付に必要な原材料等の価格動向

##### ○ 以下のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。

- (ア) 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りの見直しをさせ、その見積単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。
- (イ) 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。
- (ウ) 下請事業者に見積りをさせた段階より発注内容が増えたにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を下請代金の額として定めること。
- (エ) 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。
- (オ) 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- (カ) 短納期発注を行う場合に、下請事業者が発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。
- (キ) 合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。
- (ク) 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- (ケ) 情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること。
- (コ) 原材料価格や労務費等のコストが大幅に高騰したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。
- (サ) 発注内容に対応するため、下請事業者が品質改良等に伴う研究開発費用が増加したにもかかわらず、一方的に通常支払われる対価より低い対価で下請代金の額を定めること。
- (シ) 金型のみを納品する取引から金型に加えて下請事業者のノウハウが含まれる金型設計図面等の技術資料を納品する取引に変更したにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、従来どおりの下請代金の額に据え置くこと

#### 4-6 購入・利用強制の禁止（下請法第4条第1項第6号）

親事業者は、下請事業者の給付の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品（含他社製品）・原材料等を強制的に下請事業者に購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者に利用させて対価を支払わせたりすると本法違反となる。

#### ○ この規定が設けられたねらい

この規定は、正当な理由がある場合を除き、親事業者が指定した物又は役務を下

請事業者に強制して購入・利用させることを禁止し、親事業者が自社商品やサービス等を下請事業者に押し付け販売することを防止するためである。

○ 「自己の指定する物」又は「役務」

「自己の指定する物」とは、原材料等だけでなく、親事業者又は関連会社等が販売する物であって、下請事業者の購入の対象として特定した物が全て含まれる。また、「役務」とは、親事業者又は関連会社等が提供するものであって、下請事業者の利用の対象となる役務が全て含まれる。

つまり、親事業者の指定する「物」に限らず、例えば、保険、リース、インターネット・プロバイダ等のサービスも含まれる。また、自社の製品やサービスだけではなく、自社の取引先である特約店・卸売店又は自社の子会社・関係会社等の製品やサービスも含まれる。

○ 「強制して」

「強制して」購入させる又は利用させるとは、物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、下請取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせていると認められる場合も含まれる。つまり、任意に購入等を依頼する場合は購入・利用強制に該当しないが、下請取引においては、親事業者が任意に購入等を依頼したと思っても、

下請事業者にとってはその依頼を拒否できない場合もあり得るので、事実上、下請事業者に購入等を余儀なくさせていると認められる場合には、本法違反となる。

○ 以下のような方法で下請事業者に自己の指定する物の購入・役務の利用を要請することは、購入・利用強制に該当するおそれがある。

- (ア) 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に購入・利用を要請すること。
- (イ) 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて購入・利用を要請すること。
- (ウ) 下請事業者に対して、購入又は利用しなければ不利益な取扱いをする旨示唆して購入・利用を要請すること。
- (エ) 下請事業者が購入・利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請すること。
- (オ) 下請事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に下請事業者に物を送付すること。

#### 4-7 報復措置の禁止（下請法第4条第1項第7号）

親事業者は、下請事業者が親事業者の本法違反行為を公正取引委員会又は中小企

業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすると本法違反となる。

○ この規定が設けられたねらい

下請事業者が親事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁に対し、親事業者の本法違反行為を申告できるようにするためである。

#### 4-8 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（下請法第4条第2項第1号）

親事業者は、下請事業者の給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料を有償で自己から購入させた場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、この有償支給原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料等の全部又は一部の対価を下請事業者を支払わせたり下請代金から控除したりすることにより、下請事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

○ この規定が設けられたねらい

親事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、下請事業者の受け取るべき下請代金の額を減少させ、支払遅延の場合と同様、資金繰りが苦しくなるなど下請事業者が不利益を被ることになるので、これを防止するためである。

○ 下請事業者の責めに帰すべき理由

「下請事業者の責めに帰すべき理由」としては、以下のような場合が考えられる。

- (ア) 下請事業者が支給された原材料等を毀損し、又は損失したため、親事業者に納入すべき物品の製造が不可能となった場合
- (イ) 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合
- (ウ) 支給された原材料等を他に転売した場合

○ 「控除」

「控除」とは、下請代金から原材料等の対価の全部又は一部を差し引く事実上の行為をいい、その結果、支払期日に下請代金を全く支払わないことも含む。

なお、これは、民法上の相殺が成立したか否かとは関係がなく、そのため、「相殺」という民事法上の用語ではなく、「控除」という一般的な用語が用いられている。

○ 「自己から購入させた場合」に適用

この規定には、親事業者が原材料等を「自己から購入させた場合」とあることか

ら、下請事業者が納入すべき給付に必要な原材料等を、親事業者以外の者から購入させた場合には本規定は適用されない。

なお、本法第4条第1項第6号（購入強制の禁止）の規定は、親事業者から購入させた場合のほか、親事業者以外の者から購入させた場合も適用される。

#### ○ 早期決済にならないための留意点

原材料等を有償で支給する場合、早期決済にならないようにするためには、有償支給原材料等を使って製造等を行い、納入される物品の下請代金の支払制度や検査期間、下請事業者の加工期間を考慮して、下請代金の支払と有償支給原材料等の対価の決済が「見合い相殺」になる仕組みにしておくことが大切である。

#### 4-9 割引困難な手形の交付の禁止（下請法第4条第2項第2号）

親事業者は、下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

#### ○ この規定が設けられたねらい

下請代金が銀行等の一般の金融機関において割引を受けることが困難な手形で支払われることにより、下請事業者の利益が不当に害されることを防止するためである。

#### ○ 「一般の金融機関」

「一般の金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫等の預貯金の受入れと資金の融通を併せて業とする者をいい、貸金業者は含まれない。

#### ○ 「割引を受けることが困難であると認められる手形」

「割引を受けることが困難であると認められる手形」を一律に定義することは難しいが、一般的にいえば、その業界の商慣行、親事業者と下請事業者との取引関係、その時の金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間を超える長期の手形と解される。現在の運用では繊維業は90日（3か月）、その他の業種は120日（4か月）を超える手形期間の手形を長期の手形としている。

なお、親事業者が上記手形期間内の手形を交付した場合であっても、結果的に下請事業者が手形の割引を受けられなかったときは、そもそも下請代金の支払があったとはいえ、支払遅延（本法第4条第1項第2号）に該当することとなる。



#### 4-10 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（下請法第4条第2項第3号）

親事業者は、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

##### ○ この規定が設けられたねらい

下請事業者が親事業者のために協賛金、従業員の派遣等の経済上の利益を提供されることにより、下請事業者の利益が不当に害されることを防止するためである。

##### ○ 「金銭、役務その他の経済上の利益」

「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、協賛金、従業員の派遣等の名目の如何を問わず、下請代金の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を含むものである。

##### ○ 下請事業者の利益を不当に害する

下請事業者が、「経済上の利益」を提供することが製造委託等を受けた物品等の販売促進につながるなど、直接の利益になる（経済上の利益を提供することにより実際に生じる利益が不利益を上回るもので、将来の取引が有利になるというような間接的な利益を含まない。）ものとして、自由な意思により提供する場合には「下請事業者の利益を不当に害する」ものであるとはいえない。しかし、親事業者の決算対策等を理由とした協賛金の要請等下請事業者の直接の利益とならない場合や、下請事業者が「経済上の利益」を提供することと、下請事業者の利益との関係を親事業者が明確にしないで提供させる場合（負担額及び算出根拠、使途、提供の条件等について明確になっていない場合。虚偽の数字を示して提供させる場合も含む。）には、「下請事業者の利益を不当に害する」ものとして問題となる。

○ 以下のような方法で自己のために経済上の利益の提供を要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

- (ア) 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
- (イ) 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること。
- (ウ) 下請事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること。
- (エ) 下請事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金

銭・労働力の提供を要請すること。

○ 知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合

情報成果物等の作成に関し、下請事業者に知的財産権が発生する場合があるが、親事業者が下請事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。また、親事業者が、情報成果物の二次利用について、下請事業者が知的財産権を有するにもかかわらず、収益を配分しなかったり、収益の配分割合を一方的に定めたり、利用を制限するなどして下請事業者の利益を不当に害する場合には、不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。さらに、製造委託においても、発注時に下請事業者の給付の内容になかった知的財産権やノウハウが含まれる技術資料を無償で提供させるなどして下請事業者の利益を不当に害する場合には、不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

○ システム利用料等の徴収

親事業者が下請事業者に電磁的記録の提供を行うため、システム開発費等親事業者が負担すべき費用を下請事業者に負担させることは本法違反となるおそれがあるが、下請事業者の当該電磁的記録の利用状況に応じて追加的に発生する費用について、下請事業者が得る利益の範囲内で下請事業者に負担を求めることはこの限りではない。

○ 無償での技術指導、試作品の製造等

親事業者が下請事業者に対し、無償での技術指導や試作品の製造等を行わせることにより下請事業者の利益を不当に害する場合には、不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

4-11 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（下請法第4条第2項第4号）

親事業者は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領前にその内容を変更させ、又は受領後に（役務提供委託の場合は、役務の提供をした後に）給付のやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

○ この規定が設けられたねらい

下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、親事業者が下請事業者に対して、費用を負担せずに給付の内容の変更を行い、又はやり直しをさせることは、下請事業者に当初委託された内容からすれば必要ない作業を行わせることとなり、それに

より下請事業者の利益が損なわれるので、これを防止するためである。

○ 「下請事業者の給付の内容を変更させること」と「受領後に給付をやり直させること」

「下請事業者の給付の内容を変更させること」とは、給付の受領前に、3条書面に記載されている給付の内容を変更し、当初委託した内容とは異なる作業を行わせることである。発注を取り消すこと（契約の解除）も「給付内容の変更」に該当する。

また、「受領後に給付をやり直させること」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。

○ 下請事業者の利益を不当に害する

給付内容の変更ややり直しによって、下請事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、又は下請事業者にとって当初委託された内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、親事業者がその費用を負担しないことは、下請事業者の利益を不当に害することとなるものである。

ただし、給付内容の変更又はやり直しのために必要な費用を親事業者が負担するなどにより、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

○ 下請事業者の責めに帰すべき理由

「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく、下請事業者に対して「給付内容の変更」又は「やり直し」をさせることが認められるのは、以下の場合に限られる。

(ア) 給付を受領する前に、下請事業者の要請により給付の内容を変更する場合

(イ) 給付を受領する前に下請事業者の給付の内容を確認したところ、給付の内容が3条書面に明記された委託内容とは異なること又は下請事業者の給付に瑕疵等があることが合理的に判断され、給付の内容を変更させる場合

(ウ) 下請事業者の給付の受領後、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なるため又は下請事業者の給付に瑕疵等があるため、やり直しをさせる場合

○ 「不当な給付内容の変更」又は「不当なやり直し」に該当する場合

以下の場合には、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付の内容が当初委託した内容と異なること又は下請事業者の給付に瑕疵等があることを理由として、変更又はやり直しを要請することは認められない。

(ア) 下請事業者の給付の受領前に、下請事業者から給付の内容を明確にするよう

求めがあったにもかかわらず親事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、下請

事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付の内容が当初委託した内容と異なるとする場合

(イ) 取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者が当該内容に基づき製造等を行ったにもかかわらず、給付の内容が当初委託した内容と異なるとする場合

(ウ) 恣意的に検査基準を厳しくし、当初委託した内容と異なる又は瑕疵等があるとする場合

(エ) 通常の検査で瑕疵等のあること又は委託内容と異なることを直ちに発見できない下請事業者からの給付について、受領後1年を経過した場合

ただし、親事業者が顧客等（一般消費者に限らない。）に対して1年を超えた瑕疵担保期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた瑕疵担保期間をあらかじめ定めている場合は除く

（注）通常の検査で直ちに発見できる瑕疵の場合、発見次第速やかにやり直しをさせる必要があることはいうまでもない。

## ○ 「書面の交付」と「取引記録の保存」

取引の過程で、3条書面に記載されている給付の内容を変更し又は明確化した場合には、親事業者は、これらの内容を記載した書面を下請事業者に交付し、本法第5条の規定に基づき作成・保存しなければならない書類の一部として保存する必要がある。

また、情報成果物作成委託においては、事前に給付の内容を明確に3条書面に記載することが不可能な場合に、3条書面上は必ずしも明確ではないが下請事業者の給付の内容が当初委託した内容と異なる又は瑕疵等があるとし、やり直し等をさせた際には、親事業者は、これらの内容を記載した書類を保存する必要がある。

なお、当初委託した内容と異なる作業を要請することが新たな製造委託等をしたと認められる場合には、3条書面を改めて交付する必要がある。

## 5. 立入検査・改善勧告・罰則等

### ア 報告・立入検査

#### (ア) 公正取引委員会

公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託等に関する取引を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者・下請事業者の双方に対し、下請取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者の事業所等で立入検査を行わせることができる。

#### (イ) 中小企業庁

中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認める

ときは、親事業者・下請事業者の双方に対し、下請取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者の事業所等で立入検査を行わせることができる。

(ウ) 当該下請取引に係る事業の所管官庁

親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する官庁（例：運送・・・国土交通省、テレビ放送・・・総務省）も、中小企業庁の調査に協力するため、所管事業を営む親事業者・下請事業者の双方に対し、下請取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者の事業所等で立入検査を行わせることができる。

（注）公正取引委員会と中小企業庁では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして違反行為の発見に努めてきている。

イ 勧告等

公正取引委員会は、違反親事業者に対して違反行為の是正やその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。勧告した場合は原則として事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することとしている。

中小企業庁長官は、違反親事業者に対して、行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。

親事業者が公正取引委員会の勧告に従わない場合には、独占禁止法に基づく排除措置命令や課徴金納付命令が行われることがある。

なお、親事業者の自発的な改善措置が、下請事業者の受けた不利益を早期に回復させることに役立つことから、公正取引委員会又は中小企業庁が当該違反行為に係る調査に着手する前に、親事業者から当該違反行為の自発的な申出がなされ、かつ、一定の事由が認められた場合には、勧告（公正取引委員会）又は措置請求（中小企業庁）を行わないこととしている。

ウ 罰則

罰則は両罰規定であり、以下のような場合は、代表者・行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社（法人）も罰せられることになる（50万円以下の罰金）。

- (ア) 書面の交付義務違反
- (イ) 書類の作成及び保存義務違反
- (ウ) 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- (エ) 立入検査の拒否、妨害、忌避

5-1 措置請求（下請法第6条）

中小企業庁は、違反親事業者に対して、行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。

## 5-2 改善勧告（下請法第7条）

公正取引委員会は、違反親事業者に対して違反行為の改善措置等を探るよう勧告、警告等の行政指導を行う。

なお、勧告した場合は、原則として事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することとしている。

### ○勧告の例

- ・受領拒否：受領するよう勧告
- ・支払遅延：対価を支払うよう勧告、及び遅延利息（14.6%）を支払うよう勧告
- ・下請代金の減額：減じた額の支払いを勧告
- ・返品：返品した物を引き取るよう勧告
- ・買ったたき：下請代金額を引き上げるよう勧告
- ・購入・利用強制：購入させた物を引き取るよう勧告
- ・報復措置：不利益な取扱いをやめるよう勧告
- ・早期決済
- ・割引困難な手形
- ・不当な利益の提供要請
- ・不当なやり直し等

## 5-3 報告・立入検査（下請法第9条）

### ① 公正取引委員会及び中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は親事業者・下請事業者の双方に対し、下請取引に関する報告をさせ、立入検査を行うことができる。

### ② 下請取引に係る事業の所管官庁（国土交通省他）

親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する官庁も、中小企業庁等の調査に協力するため、所管事業を営む親事業者・下請事業者の双方に対し、下請取引に関する報告をさせ、立入検査を行うことができる。

## 5-4 罰則（下請法第10条～第12条）

罰則は「両罰規定」であり、次のような場合は、行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社（法人）も罰せられる（50万円以下の罰金）。

- ① 書面の交付義務違反
- ② 書類の作成及び保存義務違反
- ③ 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- ④ 立入検査の拒否、妨害、忌避

## 6. 下請法が適用されない取引に対する独占禁止法の適用について

### 6-1 独占禁止法の優越的地位の濫用

前述した資本金基準や取引内容の要件を欠くために、下請法が適用されない場合であっても、下請法で禁止される行為を行えば、独占禁止法の不公正な取引方法の1つである

「優越的地位の濫用」（独占禁止法第2条第9項第5号）に該当するおそれがある。

独占禁止法における優越的地位の濫用における「優越的地位」については、下請法のように親事業者と下請事業者といった取引上の立場や事業者の規模で決定されるのではなく、次項に示すように、実際に取引上の優越的な地位にあるかどうかによって判断されるものである。

なお、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化するため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日公正取引委員会）が策定されているので、詳細についてはこれを参照すること。

優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成22年11月30日公正取引委員会）

[https://www.jftc.go.jp/hourei\\_files/yuuetstekichii.pdf](https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuuetstekichii.pdf)

### 6-2 優越的地位

優越的地位の濫用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、相手方に不利益を与えることをいう。

取引上優越した地位にあるとは、取引の相手方にとって当該取引先に対する取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合である。

この判断に当たっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先変更の可能性、その他取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮することとされている。

### 6-3 濫用行為

独占禁止法の優越的地位の濫用行為には下請法の禁止事項と類似の行為もある。

### 1) 独占禁止法第2条第9項第5号イ

継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む）に対して、取引に係る商品又は役務以外の商品を購入させたり、役務を利用させたりすることをいう。

問題となる場合：

「購入・利用強制」

取引に係る商品又は役務以外の商品等の購入・利用を要請する際、次の場合には問題となる。

○ 相手方が、事業遂行上必要としない商品等の購入・利用の要請を、今後の取引に与える影響を懸念して受け入れざるを得ない場合

### 2) 独占禁止法第2条第9項第5号ロ

継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む）に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることをいう。

問題となる場合：

「協賛金等の負担の要請」「従業員等の派遣の要請」

金銭の負担や従業員等の派遣を要請する際、次のいずれかの場合には問題となる。

○ 相手方があらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合

○ 相手方が得る直接の利益※等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該相手方に不利益を与えることとなる場合

※ 相手方の売上げ増加となるような場合など実際に生じる利益

「その他経済上の利益の提供の要請」

協賛金等、従業員派遣等以外の経済上の利益の無償提供を要請する際、次の場合には問題となる。

○ 正当な理由のない要請であって、相手方が、今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

### 3) 独占禁止法第2条第9項第5号ハ

取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒むこと、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後、当該商品を当該取引の相手方に引き取らせること、取引の相手方に対して取引の対価の支払いを遅らせることやその額を減じること、その他取引の相手方に不利益となるような取引条件の設定、変更又は取引を実施することをいう。

問題となる場合：

「受領拒否」

購入契約をした商品の全部又は一部の受領を拒む際、次の場合には問題となる。



○正当な理由のない受領拒否であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

#### 「返品」

受領した商品を返品する際、次のいずれかの場合には問題となる。

○相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合

○正当な理由のない返品であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

#### 「支払遅延」

契約で定めた支払期日に対価を支払わない際、次の場合には問題となる。

○正当な理由のない支払遅延であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

#### 「減額」

契約で定めた対価を減額する際、次の場合には問題となる。

○正当な理由のない減額であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

#### 「取引の対価の一方的決定」

一方的に、著しく低い対価又は著しく高い対価での取引を要請する際、次の場合には問題となる。

○相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

#### 「やり直しの要請」

受領後の商品又は役務のやり直しを要請する際、次の場合には問題となる。

○正当な理由のないやり直しの要請であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

### 6-4 優越的地位の濫用行為に対する措置

公正取引委員会によって優越的地位の濫用と判断されると、公正取引委員会から排除措置命令を受ける。さらに、課徴金納付命令を受ける場合がある。

課徴金が課せられるのは、上記濫用行為が継続された場合に限られる（独占禁止法第20条の6）。課徴金対象期間は、当該行為をした日から濫用行為がなくなるまでの期間である。この期間が3年を超える場合は、その行為がなくなる日から遡っ

て3年間とされている。

課徴金の算定率は、優越的地位の濫用行為を受けた相手方との取引額の1%である。

## 7. 下請法が適用される取引の独占禁止法の適用について

6-1 のとおり、独占禁止法の優越的地位の濫用行為と下請法違反行為とは重なる部分もあり、両方に該当するという場合、どちらの法律を適用するかという問題が生じる。

ある事業者と別の事業者の取引において、独占禁止法第2条第9項第5号と下請法の双方が適用可能な場合には、通常、下請法を適用することとなる。

下請法違反により勧告等がなされた場合、勧告に従う限り、当該違反行為について独占禁止法は適用しないことになる（下請法第8条）。

いずれにしても優越的地位の濫用に該当する行為も下請法違反行為も行っていないということに変わりはない。

## 8. その他下請取引において留意すべき事項について

ここまで述べた下請法及び独占禁止法の規定に加えて、下請中小企業振興法による振興基準は、下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づき、親事業者及び下請事業者双方が適正な利益を得てサプライチェーン全体の競争力向上につなげていく共存共栄の関係を築くことを目指し、下請取引における下請事業者の事業運営の方向性、親事業者が行う発注等の在り方等を示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものである。

鉄道車両産業を所管する国土交通大臣は下請事業者又は親事業者に対して、振興基準に定める事項について、同法第4条の規定に基づく「指導・助言」を行うこととなる。

そのため、鉄道車両産業界においても当該基準を適宜参照の上、業界団体による「自主行動計画」の策定又は改定を行うなど、取引の改善に努めていくことが期待される。

・下請中小企業振興法第3条第1項の規定による振興基準（令和4年7月29日）

[:https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkouki\\_jyun/zenbun.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkouki_jyun/zenbun.pdf)

## 9. 鉄道事業者と鉄道車両製造事業者等との取引

鉄道事業者は、鉄道車両製造事業者等をパートナーとして再認識したうえで、相互信頼関係の一層の強化並びにサプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現が重要である。

具体的には「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）」を踏まえ、鉄道事業者と鉄道車両製造事業者等との間の協議の下、原材料費、労務費等のコストおよび適正利益を適切に反映した鉄道車両及び鉄道車両用機器の価格となるように努めることが望まれる。

適正な鉄道車両及び鉄道車両用機器の価格を実現することで、鉄道車両製造事業者等による更なる生産性向上設備への投資や、鉄道事業者側のニーズに応じるための技術開発などが可能となり、長期的には相互信頼関係の一層の強化並びにサプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現につながるものと考えられる。

## 10. 望ましい取引慣行

### 10-1 各業種の取引ガイドライン及び改善事例（ベストプラクティス）

鉄道車両産業における適正な取引の実現のため、他産業がそれぞれ取引適正化のため策定しているガイドラインも参考として取引の内容を再点検し、必要な改善策を講じることが有益である。中小企業庁では各下請ガイドラインに記載されている望ましい取引事例等のうち、他の業種にも普及すべきものを共通的な事項として「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」概要及びベストプラクティス集を作成している。

各業種の取引ガイドライン：

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」概要及びベストプラクティス集：

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2014/140619shitauke.pdf>

#### 11. ガイドラインの周知等

鉄道車両産業における適正取引をこれまで以上に広く浸透させるためには、鉄道車両製造事業者等、協力会社、鉄道事業者等の「企業」、業種別の「団体」、国土交通省をはじめとする「行政」がそれぞれ適正取引を推進するための体制を一層充実

させるとともに、これらが密接に連携して一体となって課題解決に向けた以下の取組等を継続的に行うことが必要である。

(1) サプライチェーン全体を視野に入れた周知徹底活動の強化

① 社内関係部局への徹底

各社においては、調達部門を中心として、関係法令の遵守のための担当部署の設置、各関係部門での責任者の明確化等の取組を充実させるとともに、営業部門、技術開発部門、生産管理部門等、取引に関わる全ての関係者に対象を幅広く拡大し、社内全体に適正取引推進のための取組を周知徹底することが必要である。

また、直接の取引関係がある企業に対しては、関連法令の遵守を含めた適正取引を推進することが必要である。

② 業界団体や行政を通じた周知徹底活動の充実・強化

業界団体においても、本ガイドラインの内容を普及させるため、企業を対象とした説明会等を開催する他、規模の小さい企業は、社内教育体制も十分に整備されておらず、下請法や独占禁止法に関する担当者の理解が十分ではない場合も多いと考えられるため、こうした企業に対しても本ガイドラインの周知徹底に努めていくことが必要である。

国土交通省においても、例えば、本ガイドラインで示された適正取引についての説明にあたって担当官の派遣、説明会の開催、ホームページの活用等を通じて、上記の各社・業界団体の周知徹底のための取組を積極的に支援することが重要である。

(2) 定期的なフォローアップの実施

業界団体においては、上記の点を中心に、その構成各社の取組の状況について定期的に把握し、業界全体として適正取引を推進していくことが必要である。

上記の業界団体の定期的な実態把握や取組の状況については、国土交通省等の行政機関が定期的にフォローアップを行うことにより、適正取引の推進の実効性を高めるとともに、必要に応じて、ガイドラインの改訂を行う。

## 12. 参考資料

### 12-1 下請法についての問い合わせ窓口

下請法についての相談、問い合わせ、被疑事実の申告等については、所在地を所管する行政機関の窓口にお問い合わせのこと。

●中小企業庁、経済産業省経済産業局等

名称・所在地・電話番号	管轄区域
中小企業庁 事業環境部取引課 〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1 Tel 03(3501)1511(代表) 03(3501)1669(直通)	全国
北海道経済産業局 産業部中小企業課 〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 札幌第 1 合同庁舎 Tel 011(709)2311(代表) 011(709)1783(直通) Fax 011(709)4138	北海道
東北経済産業局 産業部中小企業課 〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎B棟 Tel 022(263)1111(代表) 022(221)4922(直通) Fax 022(215)9463	青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県
関東経済産業局 産業部適正取引推進課 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 Tel 048(600)0325(直通) Fax 048(601)1500	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
中部経済産業局 産業部中小企業課下請代金検査官室 〒450-0003 愛知県名古屋名駅南 4-1-22 Tel 052(589)01070(直通) Fax 052(589)0173	愛知県・岐阜県・三重県・富山県・石川県
近畿経済産業局 産業部中小企業課下請取引適正化推進室 〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 Tel 06(6966)6000(代表) 06(6966)6037(直通) Fax 06(6966)6079	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国経済産業局 産業部中小企業課下請取引適正化推進室 〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館 Tel 082(224)5745(直通) Fax 082(205)5339	岡山県・広島県・鳥取県・島根県・山口県
四国経済産業局 産業部中小企業課 〒760-8512 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 Tel 087(811)8900(代表) 087(883)6423(直通) Fax 087(811)8558	香川県・徳島県・愛媛県・高知県
九州経済産業局 産業部中小企業課 〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 Tel 092(482)5450(直通) Fax 092(482)5538	福岡県・佐賀県・熊本県・長崎県・大分県・宮崎県・鹿児島県

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 Tel 098(866)1755(直通) Fax 098(860)3710	沖縄県
--	-----

●公正取引委員会

名称・所在地・電話番号	管轄地域
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館B棟 (相談関係) 企業取引課 Tel 03(3581)3375 (申告関係) 下請取引調査室 Tel 03(3581)3374	全国
北海道事務所 下請課 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎 Tel 011(231)6300(代表)	北海道
東北事務所 下請課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁 舎 Tel 022(225)8420(直通)	青森県・岩手県・宮城県・秋 田県・山形県・福島県
中部事務所 下請課 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎 第 2 号館 Tel 052(961)9424(直通)	富山県・石川県・岐阜県・静 岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 下請課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎 第 4 号館 Tel 06(6941)2176(直通)	福井県・滋賀県・京都府・大 阪府・兵庫県・奈良県・和歌 山県
近畿中国四国事務所中国支所 下請課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 Tel 082(228)1501(代表)	鳥取県・島根県・岡山県・広 島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 下請課 〒760-0019 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合 同庁舎南館 Tel 087(811)1758(直通)	徳島県・香川県・愛媛県・高 知県
九州事務所 下請課 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合	福岡県・佐賀県・長崎県・熊 本県・大分県・宮崎県・鹿児

同庁舎別館 Tel 092(431)6032(直通)	島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 Tel 098(866)0049 (直通)	沖縄県
公正取引委員会電子窓口 URL <a href="https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html">https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html</a> (下請法違反被疑事実についての申告窓口が設置されています。質問・相談については各地方の事務所にお問い合わせください)	全国

## 12-2 「下請かけこみ寺」

「下請かけこみ寺」は、中小企業庁の委託事業として、平成20年4月1日から財団法人全国中小企業取引振興協会（現在は公益財団法人全国中小企業振興機関協会（以下「全国協会」という））が全国規模で実施している事業である。

「下請かけこみ寺」事業は、

- ① 全国の中小企業から寄せられた取引に関する様々な相談等に対して親身になって対応するとともに、
- ② 紛争の早期解決に向けて裁判外紛争解決手続（ADR）の実施、
- ③ 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を通じて、「下請適正取引」の推進を行うものである。

実施体制は、全国協会が「下請かけこみ寺本部」として、全ての事業の管理・運営を行い、47の各都道府県中小企業振興機関は、地域の拠点として、中小企業の皆様方との接点となる役目を果たしている。

<業務の内容>

### ①各種相談の対応

中小企業の皆様からの取引に関する様々なご相談に、中小企業の取引問題に関する専門家等が親身にお話を伺い、適切なアドバイス等を行う。

### ②裁判外紛争解決手続（ADR業務）

中小企業の皆様が抱える取引に関する紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地の弁護士が相談者の身近なところで調停手続（ADR）を行う。

### ③下請ガイドラインの普及啓発

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を図るための説明会を、中小企業団体中央会と連携しつつ、全国各地で開催している。

また、平成26年10月には、原材料・エネルギーコスト増に関する相談員を配置した。

さらに、全国の商工会・商工会議所等においても、下請かけこみ寺との連携強化を図り、事業者が身近な場所で原材料・エネルギーコスト増に関する相談ができるよう、相談受付体制を強化している。

<公益財団法人全国中小企業振興機関協会 下請かけこみ寺本部>

〒104-0033 東京都中央区新川 2 丁目 1 番 9 号 石川ビル 2 階・3 階

電話：03-5541-6655、0120-300-217（消費税転嫁専用フリーダイヤル）

FAX：03-5541-6680

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



中小企業

個人事業主

フリーランス

の皆さん



知財の侵害  
・保護



代金の  
未払い



受取  
拒否



買い  
たたき



返品



不当な  
やり直し



値引き



抱えていませんか？

取引上の悩み



下請かけこみ寺  
にご相談ください!

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。



悩んだらここに相談を!

下請かけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



相談無料

全国48か所

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの取引上の悩み相談をお受けします。

秘密厳守

匿名相談可能

☎ 0120-418-618

【受付時間】平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



中小企業庁委託事業

(公財)全国中小企業振興機関協会

## 無料相談(相談員・弁護士)

例えば…

- ① 支払期日を過ぎてても代金を払ってくれない。
- ② お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったといって返品された。
- ③ 長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。



### 電話相談

電話で相談員がお答えします



### オンライン相談

オンライン上の対面で  
相談員がお答えします



### 対面相談

対面で相談員がお答えします



### 相談事例

下請かけこみ寺 (通話料別) (通話料別) (通話料別) **0120-418-618**

【受付時間】 平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)  
お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。

## 調停による 紛争解決手続き(ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所・時間等を決めることができます。

## 消費税の転嫁等に係る 取引上の相談に応じています。

消費税転嫁等に関するご相談はこちら

**0120-300-217**

【受付時間】 平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)



## 全都道府県に下請かけこみ寺を設置しています。

本部：(公財)全国中小企業振興機関協会 ……	03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター ……	0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター ……	011-232-2408	(公財)滋賀県産業支援プラザ ……	077-511-1413
(公財)21あおもり産業総合支援センター ……	017-775-3234	(公財)京都産業21 ……	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター ……	019-631-3822	(公財)大阪産業局 ……	06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興機構 ……	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター ……	078-977-9109
(公財)あきた企業活性化センター ……	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター ……	0742-36-8311
(公財)山形県企業振興公社 ……	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団 ……	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター ……	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構 ……	0857-52-6703
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5318	(公財)しまね産業振興財団 ……	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター ……	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団 ……	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構 ……	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構 ……	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興公社 ……	048-647-4086	(公財)やまぐち産業振興財団 ……	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター ……	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構 ……	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社 ……	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団 ……	087-868-9904
(公財)神奈川産業振興センター ……	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団 ……	089-960-1268
(公財)にいがた産業創造機構 ……	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター ……	088-845-6600
(公財)長野県産業振興機構 ……	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター ……	092-260-6017
(公財)やまなし産業支援機構 ……	055-243-8037	(公財)佐賀県産業振興機構 ……	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団 ……	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団 ……	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構 ……	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団 ……	096-289-2437
(公財)岐阜県産業経済振興センター ……	058-277-1082	(公財)大分県産業創造機構 ……	097-534-5300
(公財)三重県産業支援センター ……	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構 ……	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構 ……	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター ……	099-219-1274
(公財)石川県産業創出支援機構 ……	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社 ……	098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺においてお電話で受付しております。また、ホームページからも受付しております。

## 下請かけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



相談無料

全国48か所

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの  
取引上の悩み相談をお受けします。

秘密厳守

匿名相談可能

**0120-418-618**

【受付時間】 平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

## 12-3 参照条文

### ○下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）（抄）

#### （目的）

第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者へ委託することをいう。

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいう。

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）

二 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

- 四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの
- 7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの
  - 二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの
  - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。）をするもの
  - 四 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの
- 8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの
  - 二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの
  - 三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの
  - 四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの
- 9 資本金の額又は出資の総額が千万円を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成又は提供の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第七項第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ前項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場

合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。)において、再委託を受ける事業者が、役員任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとするれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（下請代金の支払期日）

第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

（書面の交付等）

第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

2 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒む

こと。

- 二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。
- 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
- 四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
- 五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
- 六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

- 一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。
- 二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
- 三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

（遅延利息）

第四条の二 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（書類等の作成及び保存）

第五条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領（役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施）、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

（中小企業庁長官の請求）

第六条 中小企業庁長官は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号若しくは第七号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第三号から第六号までに掲げる行為をしたかどうか又は親事業者について同条第二項各号の一に該当する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができる。

（勧告）

第七条 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の給付を受領し、その下請代金若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十条及び第二十条の六の規定は、公正取引委員会が前条第一項から第三項までの規定による勧告をした場合において、親事業者がその勧告に従つたときに限り、親事業者のその勧告に係る行為については、適用しない。

（報告及び検査）

第九条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託等に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。



- 2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中小企業庁長官の第六条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定による書面を交付しなかつたとき。
- 二 第五条の規定による書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。

第十一条 第九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

## ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）

(抄)

第一条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

第二条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

② この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進する



ことを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の社団

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

③ この法律において「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者をいう。

④ この法律において「競争」とは、二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

⑤ この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦ この法律において「独占的状态」とは、同種の商品（当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。）（以下この項において「一定の商品」という。）並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）の価額（当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）又は国内において供給された同種の役務の価額（当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）の政令で定める最近の一年間における合計額が千億円を超える場合における当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において、次に掲げる市場構造及び市場における弊害があることをいう。

一 当該一年間において、一の事業者の事業分野占拠率（当該一定の商品並びに

これとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）又は国内において供給された当該役務の数量（数量によることが適当でない場合にあつては、これらの価額とする。以下この号において同じ。）のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品又は役務の数量の占める割合をいう。以下この号において同じ。）が二分の一を超え、又は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の合計が四分の三を超えていること。

二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。

三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。

イ 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ていること。

ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。

⑧ 経済事情が変化して国内における生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、前項の金額につき政令で別段の定めをするものとする。

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。

ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

二 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を供給すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させる

- ことその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
- ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。
- 五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。
- イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
- ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの
- イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- ロ 不当な対価をもつて取引すること。
- ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
- ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
- ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

○下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進することにより、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

#### 四 企業組合

#### 五 協業組合

2 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。

- 一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造
- 二 その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるものを除く。）又は修理
- 三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）
- 四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部
- 五 その者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部

3 この法律において「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）
- 二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

4 この法律において「下請事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて第二項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

5 この法律において「特定下請事業者」とは、下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定下請取引への依存の状態」という。）にあるものをいい、「特定親事業者」とは、特定下請事業者についての当該特定の親事業者をいう。

6 この法律において「特定下請連携事業」とは、二以上の特定下請事業者が有機的に連携し、当該特定下請事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。

（振興基準）

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

二 発注書面の交付その他の方法による親事業者の発注分野の明確化及び親事業者の発注方法の改善に関する事項

三 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

五 下請事業者の連携の推進に関する事項

六 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

七 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

八 下請取引の機会の創出の促進その他下請中小企業の振興のため必要な事項

3 振興基準は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者の下請取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

4 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（指導及び助言）

第四条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする